

令和9年度整備地域密着型サービス事業者公募要項 (看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）)

令和8年8月

四日市市 健康福祉部 介護保険課

1. はじめに
2. 募集内容
 - (1) 募集圏域及び募集整備数
 - (2) 開設時期
 - (3) 事業所の整備形態
 - (4) 事業所整備に係る補助金
 - (5) 整備の方針
3. 応募要件
 - (1) 法人であること
 - (2) 介護保険法に規定する欠格事由に該当しないこと
 - (3) 介護保険関係法令等の遵守
 - (4) 立地条件、土地・建物の確保
 - (5) 適正な整備計画の策定
 - (6) 消防用設備等の設置について
4. 事業所整備・運営にあたっての留意事項
 - (1) 高齢者に配慮した事業所整備
 - (2) 低所得者の利用促進
 - (3) 自己資金の確保
 - (4) 従業員の確保
 - (5) 事業所の所有形態
 - (6) 地元説明
 - (7) 建築基準法等関係法令の遵守
5. 提出書類
 - (1) 応募申請書
 - (2) 提出に関する留意事項
6. 問い合わせ
7. 応募手続き
8. 審査・選考
 - (1) 審査
 - (2) 選考
 - (3) 選考結果の通知
9. スケジュール
10. その他留意事項

別紙1：募集を行う日常生活圏域

別紙2：応募申請書に係る評価の概要

四日市市では、要介護度が高く、医療ニーズの高い要介護高齢者を支援するために、通所介護を中心として要介護者の様態や希望に応じ訪問介護、訪問看護やショートステイを組み合わせ利用することのできる、看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス、以下「看護小規模多機能型居宅介護事業所」といいます。）の開設を希望する事業者の募集を行います。

開設を希望される事業者におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

1. はじめに

本市における看護小規模多機能型居宅介護事業所を含む事業所整備は、「四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画」に基づき計画的に進めます。

このうち、看護小規模多機能型居宅介護事業所の令和9年度整備分に関しては、本来であれば、「第10次四日市市介護保険事業計画・第11次四日市市高齢者福祉計画」に基づくものですが、当該計画は今年度中での策定となり、現時点では未定です。

そのため、令和9年度整備分に関しては、「第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画」における未整備分について、開設を希望される事業者を募集します。

2. 募集内容

(1) 募集圏域及び募集整備数

全日常生活圏域	2事業所
---------	------

前述の「第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画」に掲げる看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備計画のうち、「2事業所」を令和9年度整備分として募集します。

全日常生活圏域が公募対象であり、施設形態は単独施設、本体施設のあるサテライト型（※1）を問いませんが、未だに看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されていない日常生活圏域（※2）での計画は、加点の要素となります。

具体的な整備済みの圏域等については、P.9の「別紙1：募集を行う日常生活圏域」をご覧ください。

なお、市街化調整区域でも審査の対象とする方針ですが、計画される場合は必ず、事前に開発審査課に相談し、計画の内容について説明・確認してください。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の住宅系施設との合築・併設については、囲い込み型のサービス提供（※3）に繋がる恐れがあり、本市は地域からの利用を推進するため、住宅系施設との合築・併設は望ましいものとは考えていません。応募いただくことは可能ですが、他事業者との比較選考を行う際には減点要素となりますので、ご注意ください。

※1 サテライト型の留意事項

- ・サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る看護小規模多機能型居宅介護事業者は居宅サービス事業等3年以上の経験を有すること。
- ・サテライト型事業所の本体事業所は、次のいずれかに該当すること

- a) 事業開始以降1年以上本体事業所としての実績を持つこと
- b) 本体事業所の登録者数が、当該本体事業所で定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること
- ・ サテライト型事業所と本体事業所との距離は自動車等で概ね20分以内であること

※2 「日常生活圏域」及び「圏域」は、地区市民センター所管区域を指します

※3 合築・併設でない場合であっても、特定の住宅系施設への集中したサービス提供を行う事業計画である場合は、囲い込み型のサービス提供とみなし、減点対象となります。

(2) 開設時期

令和10年度当初の開設

なお、令和10年3月中旬までに建物の完了検査及び備品等の納品確認を済ませてください。

(3) 事業所の整備形態

新築・改修

整備にあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等を遵守する必要があります。
市街化区域では、敷地面積が500㎡以上の開発行為を行って建築を行う場合は都市計画法の開発許可が必要となります。

なお、既存の建物を改修する場合、建築基準法の用途変更の他、耐震改修やバリアフリー改修に伴う大規模な改修等が必要になることがありますので、十分ご注意ください。

(4) 事業所整備に係る補助金

【参考】令和8年度補助単価

○整備費補助（新築） 1施設あたり44,700千円（上限額）

○開設準備経費補助 宿泊定員数×1,120千円（上限額）

現時点において、令和9年度以降の補助事業の内容、金額は未定です。

事業所整備にあたり、市議会の令和9年度予算の議決を経て、その範囲内で国・県の補助事業等を活用した整備費補助を予定しています。

ただし、現時点において、令和9年度以降の補助事業の内容、金額は未定です。

また、国・県との補助金協議の結果、補助額が調整されることや選定されない場合があります。補助額が調整されることや選定されない場合において、本市の一般財源からの補填は行いません。そのため、補助を希望する事業者につきましては資金計画等の策定にあたり、補助金が交付されない場合等も念頭におき、十分に対応できる場合に限り応募するようにしてください。

また、補助金を受けて整備したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要になるので注意してください。

なお、補助金を受ける場合には、公的補助という性格から、宿泊費など利用者負担の軽減を図ってください。

(5) 整備の方針【現在、策定中】

「第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画」の第6章などを参照してください。なお、同計画は下記ホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1709191022073/index.html>

3. 応募要件

応募要件が1つでも満たされない場合は審査の対象になりませんので、十分留意してください。

(1) 法人であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても法人であることが必要です。

※法人種別は問いませんが、介護保険事業のうち施設・居住系又は通所系サービスを営んでいる法人に限ります。

※本市が現在、公募している定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護への応募も同時にできます。(なお、詳細はそれぞれの公募要項をご覧ください。)

※法人市民税、固定資産税・都市計画税、法人県民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税を直近3年間、滞納していないことが必要です。法人設立後、決算月を迎えていない法人については、法人代表者に市税等の滞納がないことが必要です。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び法人代表者がその構成員でないことまたはそれらの利益となる活動を行う者であってははいけません。

(2) 介護保険法に規定する欠格事由に該当しないこと

事業者指定にあたっては欠格事由があり、介護保険法の規定により、地域密着型サービス事業者の指定に際し、応募者又は法人の役員が指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合や業務停止処分・一部業務停止処分を受けている場合などは応募できません。

(3) 介護保険関係法令等の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

「四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例（平成24年四日市市条例第39号）」を始め、関係通知、国の示す基準、市条例等の関連資料に関しては、以下のホームページ等で確認してください。改正などがありますので、最新のものを確認し、遵守してください。

□厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

□四日市市（例規集） <https://www.city.yokkaichi.mie.jp/reiki/reiki.html>

(4) 立地条件、土地・建物の確保

利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要ですので、事業所整備予定地の検討には十分ご注意ください。

事業所を整備する土地・建物は、応募者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であることが必要です。

なお、土地は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流及び土石流氾濫域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）に指定されている場合は審査の対象にしません。

（５）適正な整備計画の策定

前記（３）の介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した整備計画の策定が必要です。

都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として応募申請書提出前までに関係部署との協議を終え、確実に建設が出来る状態にしておく必要があります。

都市計画法の開発許可など、許可取得に数か月かかる場合がありますので、十分ご注意ください。

なお、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守してください。

（６）消防用設備等の設置について

消防用設備等（スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備等）の設置については、事前に消防本部予防保安課と協議するとともに、その指示に従ってください。

４．事業所整備・運営にあたっての留意事項

法令等で定めのない以下の事項については満たされていなくても応募はできますが、審査・選考の際に評価の対象となりますので、留意するとともに、できる限りの配慮をお願いします。

（１）高齢者に配慮した事業所整備

看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者は要介護の状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

利用者が家庭的な環境と雰囲気の中で日常生活を送りながら、サービス提供を受けられるように配慮された整備計画の策定に努めてください。

（２）低所得者の利用促進

市では、生活保護受給者を含めた低所得の要介護高齢者の対応を、重要な課題と認識しています。そのため、応募者は生活保護法に定める指定介護機関として、指定を受けるよう努めてください。

（３）自己資金の確保

事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、事業費の２か月分以上に相当する額を、自己資金として確保するように努めてください。

（４）従業員の確保

従業員数については、「四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例（平成２４年四日市市条例第３９号）」等に適合するように配置してください。

また、介護保険関係法令に適合するように所定の研修を受講した者としてください。

なお、資格を要する職種などについては応募申請書提出前までに確保するように努めてください。

(5) 事業所の所有形態

事業所は、土地・建物ともに、法人の自己所有を原則とします。

賃借の場合、利用者に長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、長期（30年以上）の賃借契約の締結を前提とします。

事業所運営に必要な土地・建物を購入により取得又は賃借する場合は、あらかじめ土地・建物の現所有者等の同意等を書面で得ておく必要があります。

なお、土地等の確保は選定されない場合も考慮して行ってください。

(6) 地元説明

円滑な事業運営のためには地域住民等との連携や協力が必要になりますので、事業所の整備を行うこと等について事前に了承を得られるようにしておいてください。

整備予定地の地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会など）については、事業所についての説明を行い、その説明経過と承諾書など（任意様式）を提出してください。

なお、説明にあたっては、「市に応募し、整備計画が選定されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意してください。

(7) 建築基準法等関係法令の遵守

地域密着型サービスの提供を行う事業所については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守が必要です。

○非常災害対策等について

事業所を運営するに際しては、消防法において、火災等の災害についての対策を講じておくこととされていますが、これら火災等の災害への対策に関しては、事前に消防本部予防保安課にご相談ください。

なお、沿岸部で整備を予定されている場合については特に津波対策に十分配慮してください。

(例) 居住スペースを2階にする

安全な地盤高まで土地の嵩上げの実施

家具、布団、シーツなどについて、防災性能を有するものを使用 など

5. 提出書類

(1) 応募申請書

応募に際して提出していただく書類は本要項の様式を使用してください。

なお、提出の際は3部提出してください。

(2) 提出に関する留意事項

○提出いただいた書類は返却しません。

○書類の体裁は、次のように整えてください。

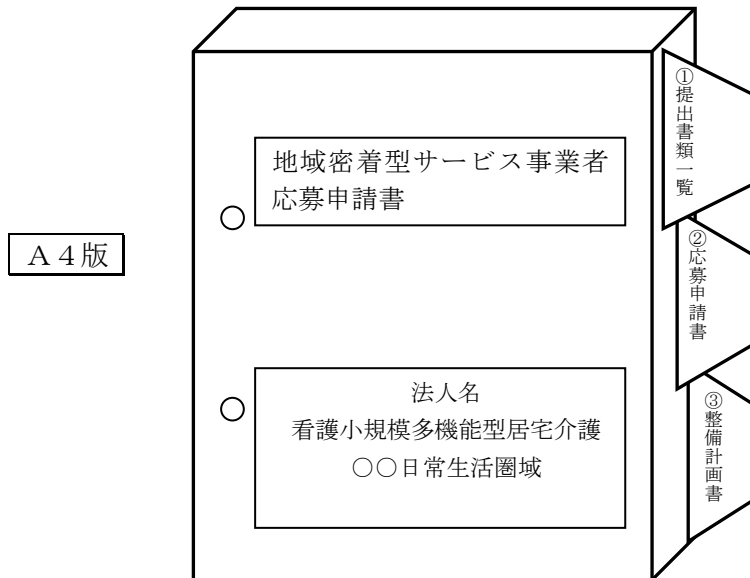
① 提出書類一覧の番号に合わせて、項目ごとにインデックスをつける。（番号のみ可）

② 全体をフラットファイル等で綴る。

○フラットファイル等の表紙、背表紙に法人名及び応募事業種別、日常生活圏域名を記載すること。

(例) 法人名：○○○○○
応募事業種別：看護小規模多機能型居宅介護
日常生活圏域名：○○日常生活圏域

<提出書類の綴じ方参考例>



○提出書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

<原本証明の例>

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
法人名：○○○○○
代表者 ○○○○ (署名又は記名・押印)

○提出書類については、応募者の都合による変更は認めません。

ただし、本市が必要と判断した場合は、本市から書類の追加及び補正を求めることがあります。

6. 問い合わせ

ご不明な点等は、FAX【059-354-8280】(様式10：質問票)によりお問い合わせください。FAX送信後は、電話【059-354-8425】でFAXした旨を伝えてください。

質問の受付期間は令和8年8月3日(月)から令和8年8月12日(水)の17時15分までとします。

回答は、原則として四日市市ホームページにて掲載いたします。

内容によっては、折り返し回答します。(寄せられた質問に対する回答全てを掲載しているわけではありません。)

介護保険サービスを運営する上で、介護保険法及び関係法令の理解が必要になりますので、熟

読した上で質問してください。

また、応募申請書の内容の考え方、方策など応募者が考えるべきものは一切受け付けません。

7. 応募手続き

- 受付期間：令和8年8月17日（月）から令和8年9月30日（水）まで
- 受付時間：8時30分から17時15分まで
- 提出場所：四日市市役所3階 健康福祉部 介護保険課 管理・保険料係
- 提出方法：提出書類を直接持参（要予約）
- 提出部数：3部（正本1部、副本2部）

※受付期間を過ぎると受付は一切できませんので、ご注意ください。

※電話等で日時を予約したうえで、応募者が持参により提出してください。（郵送不可）

※書類に不備等がある場合、審査・選考に影響しますので、提出書類には十分注意してください。

8. 審査・選考

（1）審査

第1次審査として提出いただいた書類の審査及び必要に応じて現地確認を行います。

第1次審査を通過した法人に対して、第2次審査として法人代表者及び管理者などに対するヒアリングを行い、第1次審査と第2次審査の結果を総合的に判断します。

ヒアリング当日は、法人職員のみのお出席とし、コンサルタントや設計事務所などは同席させないでください。

なお、提出いただいた書類、ヒアリングに虚偽等がある場合には、応募自体が無効となります。選考決定後において虚偽等が判明した場合にも、同様に選定が無効となります。

（2）選考

選考基準の概要については本要項の「別紙2：応募申請書に係る評価の概要」のとおりです。

整備予定事業者の選考は、市民や学識経験者等で構成された委員会に諮ったうえで、市が決定します。

また、審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、整備予定事業者を選考しない場合があります。

（3）選考結果の通知

令和8年12月

選考結果につきましては、「令和8年12月」をめどに各応募者あて通知します。

なお、応募者及び関係者からの審査内容等に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため審査の事前・事後とも受け付けません。

9. スケジュール

令和 8 年 8 月 1 日	公募要項等の公表
令和 8 年 8 月 3 日	質問票の受付開始
令和 8 年 8 月 12 日	質問票の受付締切
令和 8 年 8 月 17 日	応募申請書の受付開始
令和 8 年 9 月 30 日	応募申請書の受付締切
令和 8 年 10 月～11 月	審査（書類審査・現地確認・ヒアリングなど）
令和 8 年 12 月	選考結果通知（予定）
令和 9 年 4 月以降	整備着手：選定された整備計画に応じて順次事業所整備に着手
令和 10 年 2 月頃	介護保険法等の申請手続き
令和 10 年 2 月～3 月中旬	竣工・完了確認
令和 10 年 4 月	開設

10. その他留意事項

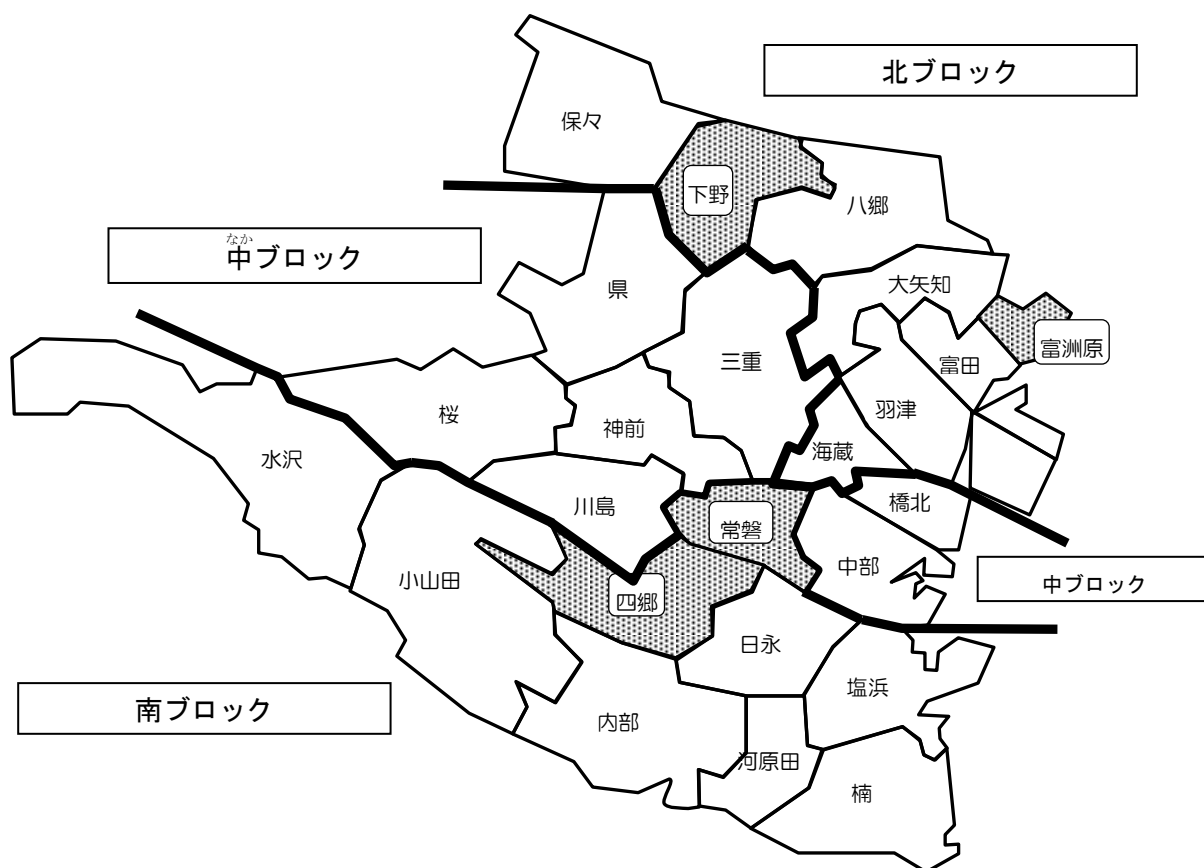
- 公募の結果につきましては、選定事業者名のみホームページにて公表いたします。
- 応募締切後、やむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、応募者の署名及び捺印のある辞退届（参考様式 7：地域密着型サービス事業者応募辞退届）を提出してください。
- 過去 3 か年において、四日市市地域密着型サービス事業者の公募に応募後、辞退された事業者につきましては、辞退にかかる理由書を提出してください。
- 選考決定後、建設に係る開発、建築規制その他法令により整備が認められない場合、介護保険法上の指定基準を満たさない場合は、選定を取り消します。
- 提出に際し必要な費用、選考結果に伴い発生する費用は応募者の負担となります。
- 市で受理した書類は公文書となります。このため、四日市市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。
- 応募に伴い、応募者は本要項に記載された一切の事項を承諾したものとみなします。

.〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市 健康福祉部 介護保険課 管理・保険料係（市役所3階）
電話 059（354）8425
FAX 059（354）8280
E-mail：kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp

別紙1：募集を行う日常生活圏域

全日常生活圏域 2事業所

全日常生活圏域を対象としますが、未だに看護小規模多機能型居宅介護事業所が整備されていない日常生活圏域での計画は、加点の要素となります。



【注意事項】

整備済みの圏域（凡例：  ）以外の日常生活圏域での計画は加点の要素となります。

別紙2:応募申請書に係る評価の概要

本要項の応募要件を満たしていない場合は、審査の対象になりませんので、十分留意してください。

1. 法人の理念、実績、経営状況、資金計画、適格性についての評価

評 価 項 目
① 現に高齢者保健福祉事業等（社会福祉事業、医療事業、その他保健福祉事業）を良好に運営している法人であること。
② 法人の経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
③ 法人は、高齢者保健福祉事業等の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないこと。
④ 事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。
⑤ 本市の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に沿った計画であること。

2. 事業所の整備についての評価

評 価 項 目
① 整備予定地及び建物の確保が確実に見込まれるものであり、整備予定地及び建物の確保が未確定及び関係機関と未調整等により、事業執行に支障が生じる恐れがないこと。
② 整備予定地及び建物は、利用者や職員等の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮できること及び当該事業所を運営する観点から適切な面積及び形状であること。
③ 隣接住民、自治会等に対し、事業所開設に係る地元との必要な調整を図っており、地域住民及び他の地域資源との連携を確保できる見通しがたっていること。
④ 建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様とすること。
⑤ 本市の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に沿った計画であること。

3. 事業所の運営についての評価

評 価 項 目
① 事業所運営の考え方や事業所構想は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。
② 法人代表者をはじめ、従事する職員は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有するものであること。
③ 利用者へのケアの充実のため、職員の配置計画は十分なものであること。また、利用者に対する医療的ケアへの対応を促進する意向があり、積極的に行うものであること。
④ 利用者の負担や支援の内容が適切であること。
⑤ 職員に対する待遇は、職員の負担軽減や定着において十分なものであること。
⑥ 本市の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に沿った計画であること。